
はしがき

行政書士試験合格のためには、①従来の出題傾向に沿った問題を解答できる力を身につけておくこと、②個数問題で問われても正解を導き出せる、より正確な知識を身につけておくこと、③その正確な知識を時間内(3時間)にきちんと出し切れるようにしておくこと、が重要になってきます。

本書は、これまでの試験傾向を踏まえた予想問題を本試験形式で3回分収録した問題集です。東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を再編成しました。

今まで学習してきた知識が正確なものかどうかを確認すると同時に、試験時間内に正解を出せるようトレーニングを積んでいただくための問題集です。

また、本書で、自分の実力を試すことはもちろんですが、時間配分や、どの問題から始めるかなどを確認する訓練をし、本試験攻略の糸口をつかんでください。

ラストスパートをかける時期が近づいてきました。受験生の皆様が日々積み重ねてきた実力を本試験で十分発揮できるよう、総仕上げとして本書をご活用ください。

結びに、本書をご利用される皆様が、令和8年度本試験において、その実力を十分に発揮され、合格の栄冠を勝ち取られることを祈念いたします。

2026年8月

東京法経学院 編集部

令和 8 年度行政書士試験

令和 8 年度行政書士試験は下記のとおり実施される予定です。詳細は、令和 8 年 7 月 6 日（月）に公示された「試験案内」をご確認ください。

試験日	令和 8 年 11 月 8 日（日）
試験時間	午後 1 時～午後 4 時（3 時間） 集合時刻 午後 0 時 20 分
受験手数料	10,400 円
試験科目	全 60 問
出題数	①行政書士の業務に関し必要な法令等
出題形式	（46 問出題，択一式及び記述式） ※記述式は 40 字程度で記述するものを出題する。 ● 憲法 ● 行政法 行政法の一般的な法理論，行政手続法 行政不服審査法，行政事件訴訟法 国家賠償法，地方自治法 を中心とする。 ● 民法 ● 商法・会社法 ● 基礎法学 ※法令については，令和 8 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
	②行政書士の業務に関し必要な基礎知識
	（14 問出題，択一式） ● 一般知識 ● 行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令 ● 情報通信・個人情報保護 ● 文章理解
合格発表	令和 9 年 1 月 27 日（水） 午前 9 時

目次

はしがき	1
令和 8 年度行政書士試験	2
本書の特徴と使い方	4
試験直前期はこうして乗り切れ！	5

第 1 回

問題編	9
解説編	163

第 2 回

問題編	57
解説編	217

第 3 回

問題編	105
解説編	269

本書の特徴と使い方

本書『行政書士 最強の模試2026』は、令和8年度の行政書士試験対策のための本試験形式の問題集です。全3回分の模擬試験を収録しており、各回とも最新の試験傾向に基づいて問題を収録しております。

1 東京法経学院の「答案練習会」の問題を厳選

本書は、東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を再編成しました。行政書士本試験と同一形式の問題で構成されています。
※試験科目数の配分は、全3回分とも、令和8年度本試験を予測した内容になっています。

2 合格基準点について

科 目	形 式	出 題	満 点
法 令 等	(1)択一式		
	① 5肢択一式	40問(1問4点)	160点
	② 多肢選択式	3問(1問8点) ※部分点1つ2点	24点
	(2)記述式	3問(1問20点)	60点
基礎知識	5肢択一式	14問(1問4点)	56点
	合 計	60問	300点

◆合格基準点

次の要件のいずれも満たした者を合格とする。

- ① 「法令等科目」の得点が満点の50%以上である者
- ② 「基礎知識科目」の得点が満点の40%以上である者
- ③ 試験全体の得点が満点の60%以上である者

以上3つの条件をすべてクリアすること。

3 解答用紙について

各回に解答用紙がついています。切り取ってご利用ください。

4 「試験直前期はこうして乗り切れ！」

巻頭の「試験直前期はこうして乗り切れ！」は、直前期に何をすべきかについてまとめたものです。学習の指針にお役立てください。



試験直前期は こうして乗り切れ！

令和8年度行政書士試験まで、あとわずかとなりました。気持ちはあせるものの、本試験までどうやってラストスパートをかけていかわからない方もいらっしゃるでしょう。試験科目が多い行政書士試験ですが、試験まで迫った最後の期間をいかに効率的に学習すればよいか、対処の仕方等について以下に記しました。これからの学習の参考にしてください。



問題レベルは？ 直前期は何をなすべきか？

令和6年度行政書士試験から、①試験科目のうち、「行政書士の業務に関連する一般知識等」（以下単に「一般知識等」といいます。）の名称が「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」（以下単に「基礎知識」といいます。）に変更され、②「基礎知識」に「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」が新たに加われました。上記②の試験科目の変更に対する対策については、「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」の部分で触れることにします。

まず、行政書士試験の合格基準から見ていきましょう。行政書士試験では、次の①～③の合格基準が設けられており、この要件のいずれも満たした方が合格とされます（「令和7年度行政書士試験合否判定基準」参照）。

- ① 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、122点以上である者
- ② 行政書士の業務に関し必要な基礎知識科目の得点が、24点以上である者
- ③ 試験全体の得点が、180点以上である者

①についてみると、行政書士の業務に関し必要な法令等科目の総得点は244点ですから、総得点の50%以上の得点を取らなければなりません。

次に、②についてみると、行政書士の業務に関し必要な基礎知識科目は14問であり、各問題に4点が与えられるので、14問中6問以上の得点を取らなければならないことになります。なお、令和8年度本試験でも、この基準に変更はないでしょう。

そして、③についてみると、試験全体の総得点は300点ですから、その総得点の60%以上の得点が必要です。

また、法令等科目のうち、行政法（総得点は112点）や民法（総得点は76点）の配点が高いのが行政書士試験の特徴です。

以上のとおりですので、本試験では、基礎知識科目の24点をクリアし、法令等科目のうち、行政法・民法でしっかりと得点を取った方が合格されるといえます。

学習方法としては、やはり基本的知識が大事であるということがいえます。基本的知識をガッチリと習得し、個数問題、組合せ問題、長文問題が出題されても、この問題はこの条文を問われているのだな、と判断できるような応用力を身に付けることが大切です。

また、満点を取ろうとは考えず、得点できそうな科目を確実に押さえ、得点源にするこ

第1回

本試験形式問題 法令等 **46**問 基礎知識 **14**問

制限時間 **3** 時間

- ◆解答に際しては、別紙の解答用紙に記入してください。
- ◆問題（1回～3回）の後に解説（1回～3回）があります。
- ◆間違えた箇所は解説をよく読み、必ず法令集にあたって確認してください。

第1回 問題 注意事項

- 1 問題は60問あり、時間は3時間です。
- 2 解答は、別紙の解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙への記入及びマークは、次のようにしてください。
 - ア 氏名は必ず記入してください。
 - イ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

＜択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例＞

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京 (正解)
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪



問題1	1	2	3	4	5
問題2	1	2	3	4	5
問題3	1	2	3	4	5
問題4	1	2	3	4	5
問題5	1	2	3	4	5

- ウ 択一式(多肢選択式)問題は、枠内(1～20)の選択肢から空欄 ア ～ エ に当てはまる語句を選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

＜択一式(多肢選択式)問題の解答の記入例＞

問題41 次の文章の空欄 ア ～ エ に当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

..... ア イ
 ウ エ

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



問題41	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

- エ 記述式問題は、解答欄のマス目に記述してください。

解答用紙 第1回

氏名 _____

(記入上の注意)

ア 必ずHB又はBの鉛筆を使用してください。書き間違えたときはプラスチック消しゴムで消してください。

イ 氏名を必ず記入してください。

ウ この解答用紙を汚したり折り曲げたりしないこと。

エ (マーク欄は) 下の良い例のようにマークすること。

マーク例

良い例



悪い例



法令等											
問題 1	1	2	3	4	5	問題 21	1	2	3	4	5
問題 2	1	2	3	4	5	問題 22	1	2	3	4	5
問題 3	1	2	3	4	5	問題 23	1	2	3	4	5
問題 4	1	2	3	4	5	問題 24	1	2	3	4	5
問題 5	1	2	3	4	5	問題 25	1	2	3	4	5
問題 6	1	2	3	4	5	問題 26	1	2	3	4	5
問題 7	1	2	3	4	5	問題 27	1	2	3	4	5
問題 8	1	2	3	4	5	問題 28	1	2	3	4	5
問題 9	1	2	3	4	5	問題 29	1	2	3	4	5
問題 10	1	2	3	4	5	問題 30	1	2	3	4	5
問題 11	1	2	3	4	5	問題 31	1	2	3	4	5
問題 12	1	2	3	4	5	問題 32	1	2	3	4	5
問題 13	1	2	3	4	5	問題 33	1	2	3	4	5
問題 14	1	2	3	4	5	問題 34	1	2	3	4	5
問題 15	1	2	3	4	5	問題 35	1	2	3	4	5
問題 16	1	2	3	4	5	問題 36	1	2	3	4	5
問題 17	1	2	3	4	5	問題 37	1	2	3	4	5
問題 18	1	2	3	4	5	問題 38	1	2	3	4	5
問題 19	1	2	3	4	5	問題 39	1	2	3	4	5
問題 20	1	2	3	4	5	問題 40	1	2	3	4	5

問題41	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題42	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題43	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

基礎知識											
問題 47	1	2	3	4	5	問題 54	1	2	3	4	5
問題 48	1	2	3	4	5	問題 55	1	2	3	4	5
問題 49	1	2	3	4	5	問題 56	1	2	3	4	5
問題 50	1	2	3	4	5	問題 57	1	2	3	4	5
問題 51	1	2	3	4	5	問題 58	1	2	3	4	5
問題 52	1	2	3	4	5	問題 59	1	2	3	4	5
問題 53	1	2	3	4	5	問題 60	1	2	3	4	5

問題44

10

15

問題45

10

15

問題46

10

15

法令等

〔問題1～問題40は択一式(5肢択一式)〕

問題1

次の文章は、法の適用と解釈との関係に関するものであるが、文中の下線部(①～⑤)に明らかな誤りがあるものはどれか。

「一般に、法令を具体的事件に当てはめる、すなわち適用するためには、①事実の確定、法令の発見または検認(確認)、発見ないし検認した法令の解釈、という3つの作業を必要とする。例えば、Aという人物が、殺人罪によって処罰されなければならないかどうかを決めるためには、まず、②Aが他の人を殺したのかどうかという事実を確かめなければならない。つぎに、この事実_に当てはまる法律として何があるかを捜し、刑法199条があることを確認する。

そして、③この事実とこの法律の定めているところを照らし合わせて、それが合致していることが解釈によって確かめられた時、Aは初めて刑法199条の殺人罪で処罰される。このような推論の方法は、④大前提(すべて殺人は死刑である)、小前提(人を殺した)、結論(Aは死刑である)という三段論法によるものであるが、法の適用は、常に事実の確定(小前提)、法令の発見(大前提)、法令の解釈(による結論)という判決三段論法の適用を通じて完成される。

すなわち、⑤論理の筋道としては大前提→小前提→結論であるが、確定作業の流れとしては小前提→大前提→結論となる。」

(『プラクティス法学実践教室Ⅰ／法学・民法・刑法編』50頁以下による)

- 1 なし
- 2 ①
- 3 ③
- 4 ④
- 5 ⑤

問題 2

次の甲・乙の記述と A・B の記述は、それぞれ最高裁判所規則と法律との効力関係についての見解であるが、後記 1 から 5 のうちでこれらの見解の関連性について誤っているものはどれか。

甲の見解 最高裁判所規則は、法律より形式的効力が強い。

乙の見解 最高裁判所規則は、法律と形式的効力が同じである。

A の見解 最高裁判所規則と法律が矛盾すれば、常に最高裁判所規則が優越する。

B の見解 最高裁判所規則で、法律の規定を修正することができる。

- 1 乙の見解をとっている者が、B の見解をとっていることは明らかである。
- 2 乙の見解をとっている者が、A の見解をとっていないことは明らかである。
- 3 甲の見解をとっている者が、B の見解をとっていることは明らかである。
- 4 B の見解をとっている者が、甲または乙のいずれの見解をとっているのか明らかでない。
- 5 A の見解をとっている者が、甲または乙のいずれの見解をとっているのか明らかでない。

問題3

表現の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものどれか。

- 1 一般公衆が自由に出入りできる場所は、それぞれ本来の利用目的を備えているが、それは同時に、表現のための場（パブリック・フォーラム）として役立つことが少なくなく、駅前広場は、具体的状況によってはこのような場としての性質を強くもつことがあるから、そこでのビラ配布を鉄道営業法違反として処罰することは、表現の自由を保障する憲法に違反する。
- 2 日本放送協会が公職選挙法に基づく政見放送において、他人の名誉を傷つけ、あるいは善良な風俗を害するような発言部分を放送しなかった場合、その行為は憲法21条2項にいう検閲に当たるが、社会公共の福祉にとって「明白かつ現在の危険」の存在する場合には、憲法上そのような行為も例外的に許容されるもので違憲ではない。
- 3 憲法21条は、新聞記者に対し、その取材源に関する証言を拒絶し得る特別の権利までも保障したものでないが、報道機関にとって、情報提供者との信頼関係を保護し将来における取材の自由を確保することは必要不可欠であるから、刑事訴訟法の規定が類推適用され、新聞記者には刑事裁判における取材源の秘匿が認められている。
- 4 報道機関が取材の目的で公務員に対して秘密を漏示するようそそのかした場合に、取材行為がその手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会通念上是認できない態様であるものである場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱し、違法性を帯びる。
- 5 憲法21条2項にいう「検閲」とは、行政権が主体となって、対象とされる一定の表現物の発表または販売の禁止を目的として、網羅的、一般的にその内容を審査することをいうものであり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある有害図書について、個別に指定するのではなく、あらかじめ禁止される内容を包括的に指定しておき、これに該当する出版物の自動販売機への収納を禁止することは、「検閲」にあたり、許されない。

問題 4

政党に関する次の記述のうち、最も妥当なものはどれか。

- 1 政党は、憲法21条1項の結社の自由の保障を高度に与えられてしかるべき団体であり、部分社会を構成しているから、その保障の中には、組織運営についての自治の権利の保障も含まれ、政党が党員に対して行った除名処分の当否は、それが適正手続によってなされたかという点も含めて司法審査の対象とはならない。
- 2 憲法は政党の存在を当然のこととして容認していると考えられる。例えば、議院内閣制は憲法が政党の存在を前提としていることの表れであるし、議員の免責特権も政党政治の下で初めて重要な意義を有するといえる。
- 3 国家の政党に対するあり方の歴史的変遷を、①政党を敵視する段階、②政党の存在を無視する段階、③法律等で政党の承認し、および合法化する段階、④憲法的編入の段階に分けた場合、わが国の憲法の下では政党は④の段階にあるといえる。
- 4 政党による拘束は、自由委任に基づく国民代表の観念とは矛盾するものであるが、国会議員がその所属政党の党議に違反した場合に、当該政党がその議員を除名することは議員が国民の代表であるということと矛盾しない。
- 5 政党は、本来民主主義の理念を追求すべきものであるが、この理念を否定する政党を法的に禁止することは、政権を保持する者による恣意的な適用の危険もあり、また理論的にも不可能であって、現実になような法的規制を行っている国は存在しない。

問題 5

次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 衆議院が解散されないかぎり、内閣が総辞職すべきこととなる内閣不信任の決議権は両院に認められているが、参議院の決議は特に問責決議といわれる。
- イ 現行の憲法は、国会の会期の延長について衆議院の議決の優越を規定していない。
- ウ 憲法改正の発議については、衆議院の議決が優越することはない。
- エ 両議院の議員の歳費の増額については、衆議院の議決が優越することはない。
- オ 内閣総理大臣の指名は、参議院で先に議決することができる。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ 5 五つ

問題 6

次の記述のうち、司法に対する国民による監視・統制と関係がないものはいくつあるか。

- ア 弾劾裁判所による罷免
- イ 最高裁判所裁判官の国民審査
- ウ 裁判の公開
- エ 内閣による下級裁判所裁判官の任命
- オ 分限裁判による職務執行不能と判断された場合の罷免

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ 5 五つ

第1回 解説

第1回 正解・出題要旨一覧

問	正解	分類	出題のテーマ	問	正解	分類	出題のテーマ
1	4	基礎法学	法の適用と解釈	31	4	民法	債権の二重譲渡
2	5		法秩序の構成原理	32	5		買戻し
3	4	憲法	表現の自由	33	5		敷金の返還請求
4	4		政党	34	3		不法行為と債務不履行
5	3		衆議院の優越	35	4		養子制度
6	1		司法への国民統制	36	3	商法・会社法	名板貸し
7	2		日本国憲法の規定と具体化した法律	37	5		営業譲渡
8	2	行政法理論	国家行政組織	38	2		株式の譲渡制限
9	2		行政活動への民法の適用	39	5		株主総会の議決権
10	5		行政行為の瑕疵	40	3		会社の組織変更
11	2	行政手続法	不利益処分	41	解説 参照	多肢－憲法	法の下の平等
12	1		行政手続法上の申請に対する処分	42		多肢－行政法	処分性
13	4		聴聞	43		多肢－行政法	行政判例の役割
14	5	行政不服審査法	行政不服審査法の条文の理解	44		記述－行政法	行政調査の違法
15	5		審査請求の裁決	45		記述－民法	代物弁済
16	5		教示	46		記述－民法	催告による解除権の消滅
17	2	行政事件訴訟法	処分性	47	2	政治	政党制
18	3		執行停止	48	2	経済	中国経済
19	4		事情判決	49	4		ECからEUまでの歴史
20	2	国家賠償法等	国家補償	50	4	社会	地球環境問題
21	3	地方自治法	都道府県の配置分合，境界変更	51	5	諸法令	行政書士会
22	4		条例の制定	52	2		戸籍法の届出
23	3		公の施設	53	4		住民基本台帳制度
24	4		住民訴訟	54	5	個人情報保護	個人データ
25	4		地縁団体	55	1		国，地方公共団体および個人情報取扱事業者
26	5	行政組織等	公務員の服務	56	5	情報通信	情報通信制度
27	1	民法	意思表示	57	1		プライバシーマーク制度
28	3		取得時効	58	3	文章理解	文章の並べ替え①
29	2		共有	59	2		文章の並べ替え②
30	4		抵当権の処分	60	1		文章の趣旨把握

法令等

基礎法学

問題1 正解4

■基礎法学からの出題であるが、法的知識よりも法的論理をマスターできているかを問う問題である。

下線部④の文章に明らかな誤りがある。すなわち、「大前提（すべて殺人は死刑である）、小前提（人を殺した）、結論（Aは死刑である）」という三段論法によるものである」とするのであるが、このうち小前提の例として（ ）に入れられている「人を殺した」というのは、抽象的事実であり、小前提とはなりえない。

以上より、誤っているのは④であるから、**正解は4**である。

問題2 正解5

■「規則と法律との効力関係」とあるから、「法秩序の構成原理」の問題である。所管事項の原理や後法優先の原則を復習しておこう。

1. 正しい。

最高裁判所規則と法律とは形式的効力が同じであるから、規則と法律とが矛盾するときは、後法優先の原則が妥当するので、規則（後法）で法律（前法）を修正できる。

2. 正しい。

最高裁判所規則と法律とは形式的効力が同じであるから、規則と法律とが矛盾するときは、後法優先の原則が妥当するから、常に最高裁判所規則が優越するとはいえない。

3. 正しい。

最高裁判所規則のほうが法律より形式的効力が強いのであるから、最高裁判所規則で法律を修正できるのは当然のことである。

4. 正しい。

最高裁判所規則で法律の規定を修正できるというのは、当該規則の形式的効力が法律よりも強い場合（甲の見解）は当然のことであり、形式的効力が同じ場合であっても、後法優先の原則から認められるのであり（乙の見解）、Bの見解をとっている者が、甲または乙のいずれの見解をとっているかは明らかではない。

5. 誤り。

最高裁判所規則と法律とが矛盾すれば、最高裁判所規則が常に優越するということとは、当該規則は法律よりも形式的効力が強いという甲の見解と結びつくが、乙の見解とは結びつかない。

憲 法

問題 3 正解 4

■表現の自由にまつわる重要判例の理解を問う問題である。憲法21条にかかわる判例は膨大な数にわたるが、少なくとも、練習問題で出題された判例については十分理解しておこう。

1. 妥当でない。

駅前広場でのビラ配布を鉄道営業法で処罰しても憲法21条に違反しない（吉祥寺駅構内ビラ配布事件／最判昭59・12・18）。

2. 妥当でない。

日本放送協会は行政機関ではなく、また行政機関の指示に基づいて削除したわけではないから、本件行為は検閲に当たらない（最判平2・4・17）。

3. 妥当でない。

刑事訴訟法の証言拒絶権(149条)は新聞記者に類推適用されず、また、取材源の秘匿を理由とする証言拒絶についても、憲法21条は司法権の適正な行使に協力すべき一般国民の義務に優越する証言拒絶の保障までも新聞記者に与えたものではない（石井記者事件／最判昭27・8・6）。

4. 妥当である。

報道機関が取材の目的で公務員に対して秘密を漏示するようそそのかした場合に、取材行為がその手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会通念上是認できない態様であるものである場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱し、違法性を帯びる（外務省秘密電文漏洩事件／最判昭53・5・31）。

5. 妥当でない。

有害図書の自動販売機への収納禁止は、販売方法の制限にすぎず、発表の禁止に当たらない。よって「検閲」には当たらず、許される（岐阜県青少年保護育成条例事件／最判平元・9・19）。

問題 4 正解 4

■政党に関する出題は、一般知識の出題としても考えられうるが、結社の自由の一つとしての「政党」に関する憲法の立場などを整理しておこう。

1. 妥当でない。

原則として、政党が党員を除名処分にするものの可否は司法審査の対象とはならないが、内部的な問題にとどまらず、一般市民法秩序と関連がある場合には、司法審査の対象となるといえる。また、政党内における適正手続をもって当該除名処分がなされたか

【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説およびお電話でのご質問につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご送付先】

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F

東京法経学院「行政書士 最強の模試2026」編集係 宛

FAX：03-3266-8018

行政書士 最強の模試 2026

2026年9月4日 初版発行

不許複製
版權所有

編 者 東京法経学院 編集部

発行者 立 石 寿 純

発行所 東 京 法 経 学 院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F

TEL 03-6228-1675

FAX 03-3266-8018

郵便振替口座 00120-6-22176

*乱丁・落丁の場合はお取り替えいたします。

7504030-2609